

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 34 回食品表示部会

日時 : 2006 年 5 月 1 日 ( 月 ) ~ 5 月 5 日 ( 金 )

場所 : オタワ ( カナダ )

## 仮議題

1 .	議題の採択
2 .	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
3 .	コーデックス規格案における表示事項の検討
4 .	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案：表 3 ( ステップ 7 )
b)	付属書 2 の改訂原案：表 1 ( チリ硝石 )( ステップ 4 )
c)	付属書 2 に係る資材評価の手順に関する検討
5 .	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 ( 遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案 ) : 定義 ( ステップ 7 )
b)	遺伝子操作技術由来 / 遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 ( ステップ 4 )
6 .	包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 ( ステップ 4 )
7 .	トランス脂肪酸の定義原案 ( ステップ 4 )
8 .	広告に関する討議資料
9 .	その他の事項及び今後の作業並びに次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2006 年 4 月 29 日 ( 土 ) に「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインに関する作業部会」が開催される予定。

### 第 3 4 回食品表示部会 ( C C F L ) の主な検討議題

日時：2006年5月1日(月)～5月5日(金)

場所：オタワ(カナダ)

主要議題の検討内容

#### 議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン： 使用許可資材の見直し(ステップ7)他

「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」(GL 32-1999, Rev. 1-2001)の付属書2に関し、食品添加物・汚染物質部会での作業の反映(ステップ7)及び使用許可資材の評価のための手順書作成を行っている。

使用可能な食品添加物リストの改訂と上記の手順書作成のため、二つの電子作業部会が設置されており、部会に先立ち、4月29日(土)にワーキング・グループが開催される予定となっている。

我が国としては、手順書がガイドライン第5章で示されている基準と整合性の取れたものとなるよう対応したい。

#### 議題 5 b) 遺伝子操作技術由来/遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定(ステップ4)

本ガイドライン策定については、1993年以降議論してきているものである。前回の第33回部会では「消費者の健康や安全に影響があるものへの義務表示」と「生産方法に係る任意表示」の二つに分けることをカナダが提案したが、コンセンサスが得られず、カナダによる電子作業部会が設置されることになった。電子作業部会においては、カナダによる修正案に対し、作業部会参加国及びNGOがコメントを提出したが、第33回部会で検討したテキストに戻って議論すべきとする国も多く、進展は見られなかった。

我が国としては、「生産方法に係る任意表示」は企業の独自判断に委ねるのではなく、各国の判断により法令に基づき行うべきであることを引き続き強調すると共に、コンセンサスに向けた努力をすべきであるとの立場で対応したい。

#### 議題 6 包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示(ステップ4)

第28回部会(2000年)よりIACFOの勧告を基に「包装食品の表示に関する一般規格」(Codex Stan 1-1985(Rev. 1-1991))の「原材料の量に関する表示」

( 5 . 1 ) について、表示対象の拡大を検討している。

我が国としては、原材料の量（使用割合）に関する表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、全ての食品について表示を義務づけなければならないものではなく、食品の特徴付けにとって必須のものであり、かつ、当該国の多くの消費者が当該原材料の使用量の多少が製品の品質を判断する上で重要であると考えているものについて、具体的に各国において規定するものとするの方針で対応したい。

#### 議題 7 トランス脂肪酸の定義原案（ステップ 4）

前回本部会において、修正されたトランス脂肪酸の定義案を収載するために、「栄養表示に関するガイドライン」及び「包装食品の表示に関する一般規格」を改訂することが、第 28 回総会に新規作業として承認された。

「包装食品の表示に関する一般規格」には、これまで個別の栄養素の定義は含まれておらず、トランス脂肪酸の定義もここにはなじまないと考えるが、トランス脂肪酸の定義案を「栄養表示に関するガイドライン」に収載することについては、支持する方向で対応したい。

#### 議題 8 広告に関する討議資料（資料未着）

第 26 回総会（2003 年）において、「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」を検討する中で、栄養及び健康強調表示に関連する広告のための定義を作成することを検討するよう本部会に対して求められた。前回本部会では、時間的制約で細部に及ぶ議論は行われなかったが、広告は各国が規制すべきものであり、本部会で議論すべきでないという意見と、食品広告が世界規模になっている現状に鑑み、消費者保護の観点から、本部会で討議すべきとする意見が示された。

我が国は、後者について、「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」における広告の定義に限って議論すべきとして支持しており、本部会においても同様の方針で対応したい。